

東かがわ市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について

1. 第1条第1号関係

(1) 対象とする契約の範囲

- ① 「商慣習上契約期間が1年を超える契約を締結することが一般的であるもの」とは、複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約をいうものであり、「当該物品に係る役務の提供が含まれる契約」とは、物品の借り入れに当該物品に係る保守等のサービスが一体となった契約をいうものである。なお、レンタル会社の在庫の中から不特定多数のユーザーに短期間貸し出すことを目的とするいわゆるレンタル契約は含まないものであること。
- ② 具体的には、情報処理機器、試験研究機器、医療用機器、事務用機器等の物品が対象となるものであること。

(2) 契約期間

借入期間は、機器の耐用年数を勘案し設定した期間で、原則として5年までとし、これに準備期間を加えた期間を限度とするものであること。

2. 第2条第2号関係

(1) 対象とする契約の範囲

- ① 対象とする要件は、業務の「継続性」と「毎年4月1日から当該委託業務に係る役務の提供を受ける必要のあるもの」を対象とする契約である。
- ② 当該契約が会計年度独立の原則及び債務負担行為の例外をなすものであることから、上記①の要件に該当するものに限定的に解釈するものであり、日々の継続性、複数年にわたる継続性と毎年4月1日から開始する必然性があるものであることに留意すること。
- ③ 具体的には、業務の複雑性、安全性等から長期の業務遂行のための準備期間が必要なもの、業務のノウハウが蓄積され、提供されるサービスの向上を図ることが望まれるもの、商習慣上複数年の契約が一般的であるもの等で、次の業務に関する役務の提供について複数年契約を認めるものであること。

ア 庁舎、公の施設その他の施設の管理業務

- ・エレベータ、中央監視設備、空調設備等の設備の保守管理業務
- ・機械警備、有人警備業務
- ・清掃業務
- ・中央監視業務
- ・駐車場監視業務

イ 契約の相手方から派遣された人の常駐が必要な業務

- ・SE、オペレータの派遣を含むコンピュータシステムの運用、保守業務
- ・受付案内業務
- ・給食業務
- ・病院における医療事務

ウ リース物品に係る保守業務

(2) 契約期間

契約の競争性、公平性を確保するため、委託業務期間は原則として3年までとし、業務遂行のための準備期間が必要な場合においては、その前年度中の契約を認めるものであること。

- (3) 上記(1)の③に該当する業務であっても契約の競争性の観点や業務内容、業務量等から、委託業務期間を毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とすることが望ましいと契約担当者において判断できる場合は、これによるものであること。なお、この場合においても、業務遂行のための準備期間が必要な場合においては、その前年度中の契約を認めるものであること。

3. その他

- (1) 長期継続契約の締結にあたっては、「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、当該契約は解除する。」旨の条件付解除条項を付すこと。
- (2) 長期継続契約が認められないもので、複数年契約が必要なものは、債務負担行為の設定を行うこと。また、長期継続契約が締結できる契約であっても、契約の内容、業務量や契約金額等により、契約担当者の判断により次年度以降の予算を担保するため債務負担行為の設定を行うことを妨げるものではないこと。
- (3) 契約締結時の支出負担行為決済区分については、複数年の契約金額の合計額で判断するものであること。